

平成30年

第6回大磯町農業委員会総会会議録

日時 平成30年6月25日 午後1時30分から

場所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 吉川 博

2番 杉崎 正人

3番 西川 克己

5番 伊勢田 恵司

6番 加藤 豊

7番 二宮 喜代治

8番 松本 秀雄

9番 山口 博久

10番 青木 貞治

11番 三宮 一夫

12番 熊澤 貞夫

13番 竹内 恵美子(解任)

15番 熊澤 博勝

16番 露木 真一

17番 土屋 俊雄

18番 渡辺 順子(解任)

19番 戸塚 昭雄

2 欠席委員 なし

3 遅刻委員 なし

4 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書記 松尾 明美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第15号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について

議案第17号 農地法第3条の規定による許可について

議案第18号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第19号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第20号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第21号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第22号 大磯農業振興地域整備計画策定案について

報告第1号 大磯町の平均的農地賃借料について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

※議会推薦の委員2名は、平成29年7月25日付けで大磯町議会議長からの解任請求に基づき解任されました。

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので平成30年第6回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、10番青木貞治委員、11番三宮一夫委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 では次に、議案第15号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。まずは1番を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第15号1番「農用地利用集積計画書の決定について」は、解除条件付き使用貸借権の更新1件で、大磯町長より平成30年6月8日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。計画内容につきましては議案書1ページと2ページを、場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第15号1番を朗読・説明》

書記 議案第15号1番につきましては、平成26年に大磯町に新規就農された方の解除条件付き利用権設定の2回目の更新となります。1回目の更新と同様、当面は営農拡大を行わず農業技術の取得を続けていくとのこととです。

なお、6月14日に吉川会長職務代理、西小磯地区担当の西川委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第15号1番につきましては現地調査をお願いした、西川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（西川） 3番西川です。議案第15号1番の農地について、6月14日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は、きちんと作付されておりました。これからもしっかりと農業経験を積んでいただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、これからも意欲的に農業を続けていくとのことでした。

ただ今の議案第15号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質 疑》

委員 2回目の更新とのことだが、何回でも更新は可能なのか。

書記 更新の合意があれば何回でも更新できます。基盤法は、満期になると自動解約となるので、満期前に貸し手と借り手に連絡を取って意志確認をし、更新する場合は手続きをさせていただきます。

議長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第15号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第15号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 では続きまして、議案第15号2番を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第15号2番の計画内容につきましては議案書2ページを、場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第15号2番を朗読・説明》

書記 議案第15号2番につきましては、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、昨年参入した法人に提供した農地に隣接する当該農地の2筆を追加で提供するものです。

なお、6月14日に吉川会長職務代理、国府本郷地区担当の伊勢田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第15号2番につきましては現地調査をお願いした伊勢田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（伊勢田） 5番伊勢田です。議案第15号2番の農地について、6月14日に吉川

会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は、担い手がないため現在は耕作されておらず、農業公社が借り上げた農地を、昨年参入した法人に貸し付けられることで、遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことでした。

ただ今の議案第15号2番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 昨年の審議の時の説明で当該農地はミカン畑だったとされていたが、今後の利用はどうするのか。

書記 次の議案で説明しますが、現在ではミカンはすべて抜根されています。今後の利用方法については露地畑として利用するとのことでした。

議長 質疑がないようですので、議案第15号2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第15号2番は原案とおりに決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」ご説明いたします。

議案第16号1番につきましては、議案書3ページ及び4ページを、場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。大磯町長より平成30年6月6日付けで「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」に基づく農用地利用配分計画案について意見を求められています。

事務局 《議案第16号1番を朗読》

書記 借り手の法人は、かながわ農業アカデミーの紹介で昨年参入をした法人で、スパイスやハーブの試験栽培を行うとのことでした。当該農地は、ミカン栽培が行われていましたが、地権者が営農を続けることが難しくなり、隣接農地を賃借設定した法人に追加で貸出しするものです。

なお、6月14日に吉川会長職務代理、国府本郷地区担当の伊勢田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第16号1番につきましては、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の伊勢田委員から説明をお願いいたします。

5番委員（伊勢田） 5番伊勢田です。議案第16号1番の農地について、6月14日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地のミカンには既に抜根されており、昨年参入した法人が借りることで、農地の遊休化を未然に防ぎ、有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手は法人であり、隣接の農地を追加で借りることで、遊休防止に繋がるとのことです。
これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 ミカンの抜根は、地権者が行なったのか、それとも農地中間管理機構が行ったのか。

書記 地権者が行いました。農地中間管理機構が農地整備を行う際には、農地の貸し借りの契約が使用貸借であることが条件となっています。また、樹木の伐採は整備対象とはなっていないため、作業は草刈り及び耕耘のみとなっています。

委員 耕作放棄地の解消と農地の有効利用のために農地中間管理事業があるのなら、どのような条件であっても、事前の農地整備を行うことが事業の推進になるのではないですか。荒れている農地を提供して、「さあ、きれいにして農業をやってください。」では誰も借りないのではないかと。

書記 本来は農地所有者が自分の農地の管理をしなければならないところですが、高齢化や担い手がないなどの理由で耕作放棄地となっている例が多いため、農地中間管理事業で農地を提供する場合は公社が農地整備をしていただきたいとの要望を出しています。

委員 これからはますます高齢化や担い手不足が増加するので、ぜひ、公社が作業をするよう強く要望をお願いします。

書記 承知いたしました。

議長 他に意見はありませんか。ないようですので、農用地利用配分計画案について出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。

議長 次に議案第17号「農地法第3条の規定による許可について」を議題に供します。事務

局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第17号1番につきましては、議案書の5ページを、場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《議案第17号1番を朗読・説明》

書記 議案第17号1番につきましては、耕作できなくなった農地を地元の農家に無償譲渡することで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、6月14日に吉川会長職務代理、生沢地区担当の三宮委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第17号1番につきましては現地調査をお願いした、三宮委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（三宮） 11番三宮です。議案第17号1番の農地について、6月14日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地の周囲には、譲受人の所有農地が多数存在するため、農地の集約化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、地元農家が借りることで農地の集約化が図られるとのことでした。

ただ今の議案第17号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 水田ですが約半反と農地面積が狭いのですが、稲作をされるのですか。

書記 当該農地は土砂が流入して埋まった状態ですので、露地畑として利用されることが考えられます。

議長 他に意見はありませんか。ないようですので、議案第17号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第17号1番は原案とおりの決定いたしました。

議長 では次に、議案第18号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題に供します。

なお、この議案については3番西川委員が当事者のため、「農業委員会等に関する法律」

の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該議案の審議開始から終了まで西川委員には退室をお願いし、終了後に入室・着席していただきます。

《3番西川委員退室》

議長 それでは、議案第18号を議題に供します。では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第18号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、平成28年4月農地法改正に伴い新設された農地利用最適化推進委員の選任を行うものです。「大磯町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要領」に基づいて、3月1日から5月2日にかけて推薦・募集を実施し、高麗・大磯・東小磯・西小磯地区、国府本郷・国府新宿区、月京・生沢・寺坂地区、虫窪・黒岩・西久保地区の4つの担当区域に対して各1名が定数となっていますが、各区域1名ずつ4名の推薦がありました。

推薦のありました4名について、これから一人ずつ審議を行い、農地利用最適化推進委員に相応しい方であるかどうか決めていただきます。

まず一人目の応募者の内容に関しましては、議案書6ページから8ページをご覧ください。

事務局 《議案第18号を朗読・説明》

議長 ありがとうございます。新制度により設けられた推進委員の選任を農業委員会で行うとのことです。それでは、議案第18号について、質疑に入ります。

意見のある方は挙手をお願いします。

《質 疑》

委員 新制度により設けられた推進委員は、農業者でなくてもなることができるのか。

書記 法令で定められた要件には農業者でなければならないとはされていませんので、農業者でなくても推進委員になれます。

委員 農地を全く知らない人でも、推進委員の業務は遂行可能なのか。

書記 現実問題として担当地区の農地の状況や農地所有者についてわかっている人の方が、業務は取り組みやすいと思われます。

委員 推進委員の主な業務は何か。

書記 担当地区での農地利用の最適化のための実践活動が主体となります。主な活動は担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入の支援活動などが挙げられます。

また、総会に出席して意見を述べるができることや農業委員が行なう農地利用最適化推進指針の作成に参画することができます。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第18号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第18号は原案とおりに決定いたしました。

では、採決が終わりましたので、3番西川委員には入室・着席していただきます。

《3番西川委員入室・着席》

議長 では続きまして、議案第19号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第19号2番の内容につきましては議案書9ページから11ページを、ご覧ください。

事務局 《議案第19号を朗読・説明》

議長 ありがとうございます。では議案第19号の質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 就農年数と営農年数が異なるのはなぜか。

書記 就農年数は退職してから農業を始めた年数ですが、営農年数は他の仕事と兼業していた年数も含みます。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第19号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第19号は原案とおりに決定いたしました。

議長 続きまして議案第20号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第20号の内容につきましては議案書12ページから14ページを、ご覧ください。

《議案第20号を朗読》

議長 ありがとうございます。では、議案第20号につきまして、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 営農年数が7年で、職業が無職となっているが、農家ではないのか。

書記 退職されてから農業を始めた方ですが、農地面積も少なく自家消費分の営農活動をされていると伺っています。

議長 他に質疑はありませんか。ないようですので、議案第20号について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第21号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第21号の内容につきましては議案書15ページから17ページを、ご覧ください。

《議案第21号を朗読》

議長 ありがとうございます。ではこれより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第21号について賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第21号は原案のとおりに決定いたしました。

議長 以上で4名の方の審議が終わりましたが、委嘱につきましては今回の結果をもって8月25日付けで新たに任命される農業委員で構成する農業委員会が行なうこととなります。

議長 それでは、次に議案第21号「大磯農業振興地域整備計画策定案について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第21号「大磯農業振興地域整備計画策定案について」は、大磯町長より平成30年6月12日付けで意見を求められています。内容につきましては、案書の18ページをご覧ください。

事務局 《議案第14号を朗読》

書記 なお、こちらの内容につきましては、産業観光課の担当職員から説明があります。

議長 わかりました。担当職員を入室させてください。

《谷河副課長他1名入室》

谷河副課長 産業観光課の谷河副課長です。大磯農業振興地域整備計画策定案について説明いたします。

《説明》

谷河副課長 説明については以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、大磯農業振興地域整備計画を改定・策定するとのことですが。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑応答》

委員 土地改良事業対象の集団農地面積について、国は10ヘクタール、県が5ヘクタールに対し、町は2ヘクタールを集団とみなすということなのか。それで国や県の補助金が見込めるのか。

谷河副課長 今回は、15年間見直していなかった農業振興地域についての見直しであり、委

員さんがおっしゃっている土地改良対象事業とは別の案件ですが、農業振興のための国や県の補助金は多方面でもらっていきたくて考えています。

委員 ④の森林の整備項目についての質問ですが、鷹取山には寺坂線と北山堀切の2本の林道があり、頂上に位置する沢が東の池の水源となっているが現在荒地となっている。生沢地区として町に対して整備をお願いしているが把握されているか。

谷河副課長 町として把握しているが、現在、大磯町には林業者がいないので税金を投入できない実状がある。林業が行われていないので、樹木が枝打ちや間伐などがされずに放置されて大木になり、風水害で倒れて堰になってしまうという悪循環が見受けられます。

なお、今年度より、森林環境税が導入され、新しい制度が始まることで解消に繋がることを期待したい。

委員 大磯農業振興地域整備計画の決定後の閲覧はいつからか。

谷河福課長 県との協議が進捗していないので、この場で閲覧予定は申し上げられないが、町のホームページや広報等で縦覧期間をお知らせします。

委員 農家の高齢化や担い手不足が進んでいるので、若い農業者が希望を持てる政策をお願いしたい。

谷河福課長 わかりました。

議長 他に質問及び意見はありませんか。ないようですので、大磯農業振興地域整備計画策定案について出されました意見は取りまとめたうえで大磯町長に報告します。
では、担当職員の退室をお願いします。

《谷河副課長他1名退室》

議長 次に報告第1号「大磯町の平均的農地賃借料について」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「大磯町の平均的農地賃借料について」につきましては、議案書19ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号を朗読》

書記 平成29年度の大磯町の10アール（1反 \div 1,000 m^2 ）当たりの平均的農地賃借料につきましては、平成28年度と比較して水田の賃借料が10,900円から10,200

円、畑の賃借料が10,900円から10,600円/10アールとなり少し下がりました。

なお、今回の賃借料につきましては農地法第52条に基づき、農地の賃借料情報を告示し、町のホームページに掲載する予定です。

議長 ただ今の報告第1号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 昨年より田畑の賃借料が下がった理由は？

書記 平均的農地賃借料については、昨年までの実績に基づいて平均値を求めたもので、極端な数字、例えばほぼ0円であるものや高額なものは計算に含めていません。

また、賃借料については町の平均的賃借料について説明はしますが、最終的には貸し手と借り手が協議して両者が納得された額です。詳しい理由は判りませんが、農業者の高齢化や担い手不足、農地中間管理制度の普及といった要素から単価を下げないと借り手がつかない状況なのではないでしょうか。

議長 他に発言はありますか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」につきましては、議案書20ページ及び21ページの8件でございます。

事務局 《報告第2号1番から8番を朗読》

書記 報告第2号1番から8番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から8番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第2号1番から8番を終わります。

議長 次に報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、

議案書 22 ページの 4 件でございます。場所につきましては総会資料の 5 ページから 8 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 3 号 1 番から 4 番を朗読》

書記 報告第 3 号 1 番から 4 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 3 号について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第 3 号 1 番から 4 番を終わります。

議長 次に、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」につきましては、議案書 23 ページの 1 件でございます。場所につきましては、総会資料の 9 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 4 号 1 番を朗読》

書記 報告第 4 号 1 番の内容につきましては、農地法第 18 条に基づく農地の賃借契約の合意解約の届出で、基盤法に基づく農地賃借の契約について双方合意により解約を行ったものです。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

なお、当該農地は 4 月の総会において審議しました最低下限面積を満たすために利用権設定を行ったものですが、合意解約後も 1 年間は管理耕作することを確認しています。

議長 ただ今の報告第 4 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 この案件について、昨年から様々な取引があったが、ここでまとめてほしい。

書記 大磯町に新規就農したハーブ栽培農家より、最初に賃貸借した農地にビニールハウスを設置するため、購入したいとの相談がありました。そこで、まずは農地を購入する際の条件である最低下限面積 40 アールの要件を満たすために同じ農地所有者から 2 筆を利用権設定で賃借して最低下限面積をクリアした後、購入する農地の利用権設定を合意解約して農地法第 3 条で農地を取得しました。その後、要件を満たすために借りた 2 筆について

の利用権設定を合意解約しました。よって、現在は購入した農地のみとなっています。

委員 10アールから毎年増やしていったら40アールになったから農地を購入するというのであれば納得できるが、最低下限面積の要件のため合法であったとしても一時的に借りて直ぐに解約してしまうのはやはり納得できない。

書記 今回の件は地権者の方も当該農地を売却したかったので、最低下限面積の要件をクリアするための方法として、一時的に他の所有農地を貸してから合意解約に応じた形になっています。

議長 ほかに発言はありますか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成29年第6回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時00分)